令和3年度 くらしき市民講座 歴史資料講座(於:ライフパーク倉敷)

# 江戸時代の百姓と「お金」との関わり -金融と租税-

岡山大学 学術研究院社会文化科学学域 大学院社会文化科学研究科·文学部 文明動態学研究所 講師 東野 将伸

### はじめに

- 江戸時代の「百姓」:全人口の80%以上を占める【渡辺08】
- …「農民」とは限らない。「村」に居住する様々な人々を指す。 農業と職人仕事、商業、運送業など、農業をはじめとする複合的な
  - 生業を有する場合が多い-「兼業農家」のイメージ。
- ※江戸時代、公的な「町」は少なく大半は「村」。窪屋郡倉敷「村」等。
- …農業を中心とした自給的な生活のみではなく、多様な「お金」との様々なかかわり。高度な政治的・経済的力量を有する場合も多い。
- 「お金」も金・銀・銭・各種札など多様(西日本は銀遣い) 【古賀09】
- ...収入全体の中で、農業外のものが最も大きい割合を占めることも多い。
- ⇒「村」や「百姓」への経済面でのイメージが見直されつつある。







### ⇔各種藩札

左から: 備中撫川戸川家札(銀 1匁)、倉敷通用札(銀2分)、 尼崎藩札(銀1匁)

### ↓銅貨

左から: 天保通宝、**寛永通宝** ※以上、すべて報告者所蔵



# 1 地域経済に対する民間の関心

- ・江戸時代の民間社会:様々な形態で各種の情報が行き交う。 地域や「村」においても地域経済に関する情報を収集。 -これらの情報をまとめた文化的な作品も残存している。
- ・以下で示す2点の史料はいずれも岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書(備中国窪屋郡酒津村)。
- …同家は文政13年(1830)には持高554石余の地主、庄屋格、 苗字・帯刀の永代御免など。
- …「備中国○持角力賑」(後述)では東前頭1枚目。 (以上、【内藤55】【岡山大学附属図書館85】)

# 1 江戸時代の番付資料

- 江戸時代には各種の番付が作成される。
- -富裕者・名物・名所・文化人など多様【林・青木編03】。
- …備中国限定版も作成—**「備中国○持角力賑」**【表】
  - ※先行研究(【倉敷市史研究会編03】【山本10】)でも利用されている。
- ⇒備中国の富裕者について、番付形式で示したもの。
- …【表】倉敷村、玉島村、惣社、有漢などの都市的な場に加え、 各種陣屋元村・城下町・港町に富裕者が多く居住。
  - ※番付資料は編者の主観が含まれており、内容を精査する 必要がある。上記史料は倉敷周辺が主体である印象。

### 「備中国○持角力賑」(岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書44)

- ...文政11年(1828)作。冒頭から前頭の途中まで。
  - -肩書き:勧進元・差添人・大関・関脇・小結・前頭・行司・頭取・世話方
  - 角力(相撲)の番付と居所・人名(屋号名)が書かれている。

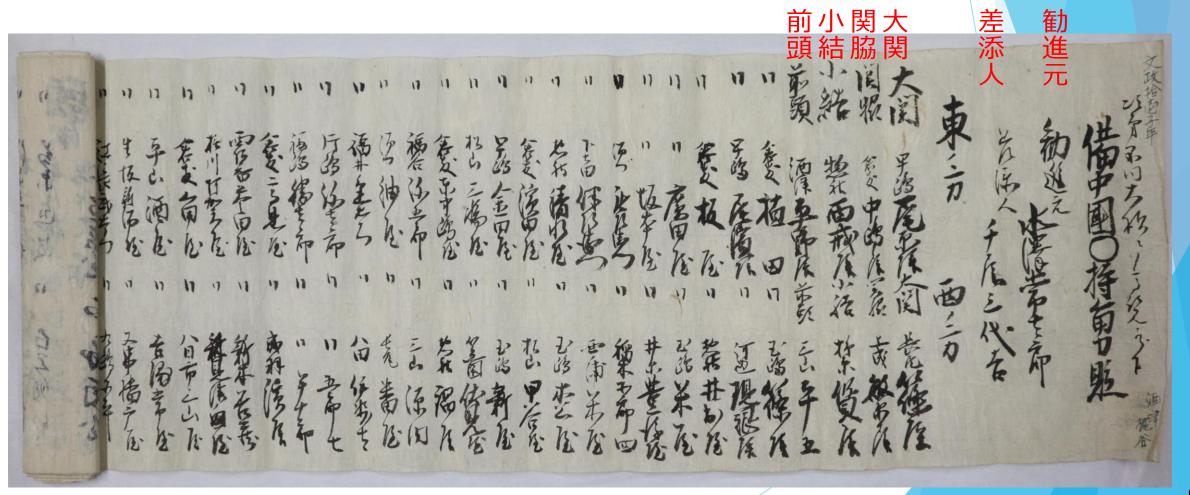


表 「備中国○持角力賑」に複数名がみられる村

	在所	人数	備考
1	窪屋郡倉敷村	17	幕領陣屋元
2	浅口郡玉島村	10	港町
3	賀陽郡惣社(八部村・金井戸村・井手村・清水村ヵ)	9	
4	上房郡有漢(有漢上村、有漢中村、有漢下村)	7	
5	窪屋郡酒津村	4	
6	浅口郡西之浦村	4	
7	都宇郡早島	4	旗本戸川氏陣屋元
8	上房郡松山	4	備中松山藩城下町
9	小田郡笠岡村	3	港町、幕領出張陣屋
10	浅口郡長尾村	3	
11	下道郡八田村	3	
12	窪屋郡生坂	2	生坂藩陣屋元
13	浅口郡上成村	2	玉島村枝村、港町
14	浅口郡片島村	2	
15	浅口郡鴨方村	2	鴨方藩陣屋元
16	小田郡土井村	2	
17	下道郡上二万村・下二万村ヵ	2	
18	小田郡三山村	2	
	小計	82	(全体合計:120名)

一典拠:文政11年「備中国○持角力賑」(岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書44)、木村礎校訂『旧高旧領取調帳 中国・四国編』(近藤出版社、1978年)、「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典 33 岡山県』(角川書店、1989年)、有限会社平凡社地方資料セーンター編『日本歴史地名大系 三四巻 岡山県の地名』(平凡社、1988年)

## 2 民間における銀札への評価

- 備中国南部:多種類の銀札が流通【古賀09】
  - -安政4年(1857) には少なくとも173種(発行主: 34)

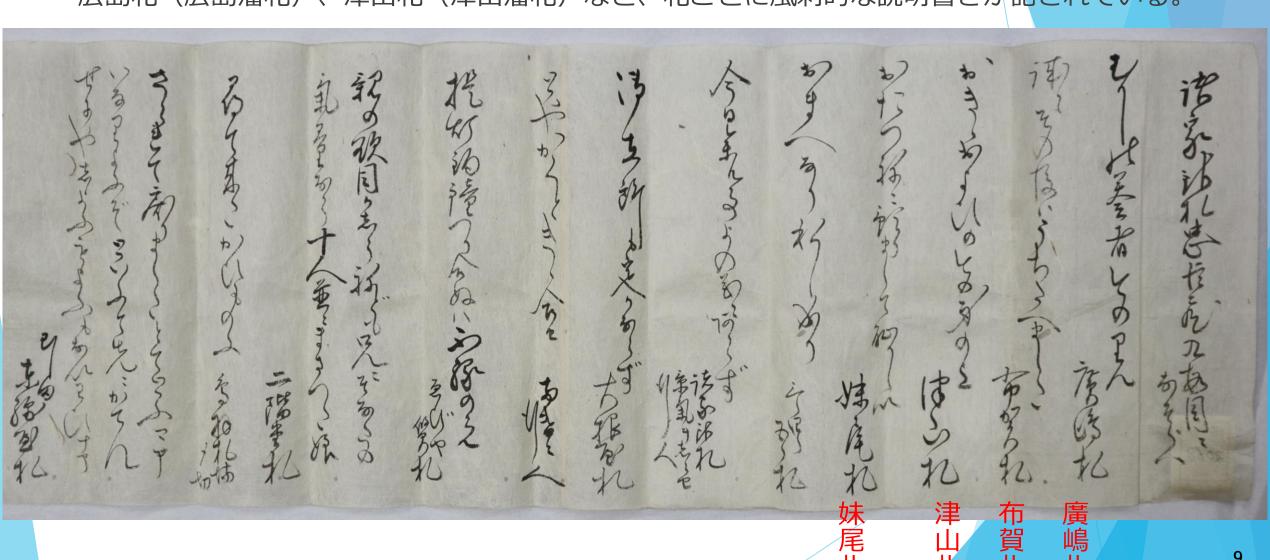
### ...「諸家銀札忠臣蔵九段目二なそらへ」(梶谷家文書)

- 「仮名手本忠臣蔵」の9段目(「山科閑居」)の内容になぞらえて 各領主の藩札を評価【表】
  - ※「仮名手本忠臣蔵」:江戸時代の赤穂事件をベースにしつつ、室町期の武家を主人公とした内容、歌舞伎・人形浄瑠璃。
- -大星由良助 (大石内蔵助)・同力弥 (嫡子主税良金)の閑居宅へ加古川本蔵 (浅野長矩を止めた人物)の娘と継母が訪れる(娘と力弥の祝言のため)。
- ―紆余曲折の末に本蔵が息絶え、由良助は本蔵から渡された高師 直(吉良上野介)邸の図面を持って旅立つ。→ 後に討ち入り。

### 「諸家銀札忠臣蔵九段目二なそらへ」(岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書2068)

...冒頭から「玉島木綿屋札」まで。おそらく嘉永期の作(後述)。

-広島札(広島藩札)、津山札(津山藩札)など、札ごとに風刺的な説明書きが記されている。



#### 長 「諸家銀札忠臣蔵九段目ニなそらへ」の内容

	文 「油浆軟化芯足風儿扠日―なてりへ」の内谷 							
	項目	発行元	文章					
1	廣島札	広島藩	むかしの奏者今のりん					
2	布賀札	旗本水谷氏	誠二その後ハうちたへました					
3	<b>津</b> 山札	<del></del>	おきゝおよひの今の身の上					
4	妹尾札	旗本戸川氏	おたつね二預りまして恥かしい					
5	三り四り五り札	_	おまへなり私し成り					
6	諸家銀札景気ヲしらせ行人	_	今日参ル事よの義ニあらず					
7	大根屋札	大坂商人(各所の財政改 革を担当)	御在所も定かならず					
8	両替二行人	_	とやかくときゝ合せ					
9	えびや質札	(不明)	提灯釣鐘つり合ぬハ不縁の元					
10	二階堂札	(不明、摂津)	親の欲目かしらねどもほんニそなた の気量なら十人並ニまさつた娘					
11	鳥羽札場〆切	(不明)	尋て来たかひものふ					
			さられて戻りましたとてとふか申い					
12	玉島東綿屋札	商人ヵ	なりよふぞといふて先二かてんせに					
			やしよふもよふもないわひナア					
12	大内札	旗本長谷川氏(大内)・	此母も三途の供そなたをおれが手掛					
13	八r j/TU /丰寸/TU	旗本榊原氏(津寺)	て母も追付跡から行					
14	矢掛札	庭瀬藩ヵ	助けたひハやまやま					
			娘かくこはよひかと又ふり上ル又吹					
15	早嶋札	旗本戸川氏	出すとたんの拍子二又御無用ととゝ					
			めたり					

16	松山五匁札焼捨の噂	松山藩	そりや真実か誠かと					
17	金九拾六匁引替ニ定ル	_	すこしは安まつて					
10	<del>た</del> 1 土	丹波亀山藩ないし	此二腰ハ夫の重代刀正宗差添ハ浪の					
10	<b>亀山札</b>	伊勢亀山藩	平行安					
19		福山藩	家にも身にも替らぬ重宝					
20	中嶋屋札	商人ヵ	御本望もとげられず					
21	只字那山札	足守藩ヵ	殿ハやミやミ御切腹ナニさわさわと					
21	足守郡中札		見苦しい					
22		  麻田藩	妻子にもしらさす様子うかゞふ加古					
22		// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	川本蔵					
23	  贋札ヲする人	_	  日本一のあほふの鏡					
25			口(十) 00 00 00 00 00					
24	  新藤井札	備中宮内社人(吉	われ三宝のふちはなれ					
	7771134 7 1 1 0	備津神社)ヵ						
25	  高松札	  旗本花房氏	浪人の錆刀切ルか切ぬかあんはい見					
			せふ					
26	  鴨方札	  鴨方藩	  一別已来珍しい					
	***************************************							
27	岡田札印札 	岡田藩	忠臣の鏡とハ唐土の予譲日本の大星					
			  むかしより今に至ル迠唐と日本にた					
28	松山壱匁札	松山藩	つた弐人り					
29	  備前札	  岡山藩	  手負なからもぬからぬ本蔵					
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 21-17PH	3 7 7 3 13 13 13 13 13 1 13 1					
	典拠:「諸家銀札忠臣蔵九段目ニなそらへ」(岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書2068) 木村礎校訂『旧							

典拠:「諸家銀札忠臣蔵九段目ニなそらへ」(岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書2068)、木村礎校訂『旧高旧領取調帳 中国・四国編』(近藤出版社、1978年)、岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第8巻 近世 III』(岡山県、1987年)、岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、1994年)、中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂出版、2003年)、古賀康士「安政四年の紙幣目録」(『岡山地方史研究』116、2009年)

- 作成年代:16「そりや真実か誠かと 松山五匁札焼捨の噂」
- …『高梁市史』716p:備中松山藩の山田方谷が銀札の流通不全への対応として、5匁札を大量に買い上げ、嘉永5年(1852)9月5日にまとめて焼却した-本史料はこの前後の作成。 -各藩札への人々の生々しい認識がうかがえる。
- 24の発行元を記す(「諸家銀札」や「両替二行人」は除く)
  - ・ほぼすべての説明文が「仮名手本忠臣蔵」の第9段「山科閑 居」での登場人物の台詞と同じ。
- …大星由良助(大石内蔵助)の没落と閑居が描かれている部分 が多く、当時の藩札への認識も似通う点があったとみられる。

### 「諸家銀札忠臣蔵九段目二なそらへ」からわかること

- ○藩札の価値の下落・不安定・流通不全
- 1~4:大星由良助の没落と家人が恥じる様子
  - -広島札、布賀札、津山札、妹尾札。
- 26:「一別已来珍しい」―鴨方札。
- ○ある程度の藩札の流通
- 19:「家にも身にも替らぬ重宝」-福山札
- 29: 「手負なからもぬからぬ本蔵」-備前札(加古川本蔵-主要登場人物)
- ○藩札をめぐる人々の反応
- 6:各種の藩札についての情報 8:藩札の両替に奔走する人々
- 16:松山藩の藩札焼捨ての影響とこれへの注目
- 23: 贋札の製造・流通・取締
  - ⇒藩札をめぐる生々しい認識や人々の反応を見いだせる。

### 梶谷家文書の2つの史料

- ...「備中国○持角力賑」
- ...「諸家銀札忠臣蔵九段目二なそらへ」

- ⇒江戸時代の人々は経済的な情報に敏感であるとともに、それらを番付や風刺のようなかたちで娯楽とするしたたかさ も有した。
  - ...「知識や算用能力に乏しい庶民」ではない側面。
  - …江戸時代の人々の経済に対する感覚や多様な経済活動が 浮き彫りになる。

### 2 江戸時代の租税

### 1 年貢の賦課と納入

- 年貢:江戸時代の租税。石高制のもと、多くの場合は「米 (数字) 石」という形式で賦課される。 ※1石=180リットル (容積)
- ⇔実際の納入の段階になると、「米」ではなく「貨幣」で納められる場合が多々みられる。
- …「年貢の貨幣納」=「石代納」(こくだいのう)。 【森93】が重要な研究。
- 西日本の幕府領:六分米納、三分一銀納、十分一大豆代銀納が主流。
- ※近世中後期、全国の幕領のうち但馬・飛騨・信濃・隠岐・日向・ 大和・伊予は年貢の全てを貨幣で納める「皆石代納制」【本城02】
- ※石代直段:石代納の際、米1石を貨幣に換算する際のレート。
  - 主に地域の米と大豆の直段を基準とする。

#### 年貢の賦課 (割付)

# 「亥御年貢可納割附之事」

(岡山大学附属図書館所蔵小野家文書5257)

酉ゟ午迠十 (以下省略 高五百五拾四石八斗七升壱合 残 此高内 取四百二 田高四此 ケ年 ·定免 百三 拾九八斗 1三斗六 1三斗七升 1三斗六升 1三斗六子 溝敷引 無地高 備中国窪屋郡

亥御年貢可納割附之事

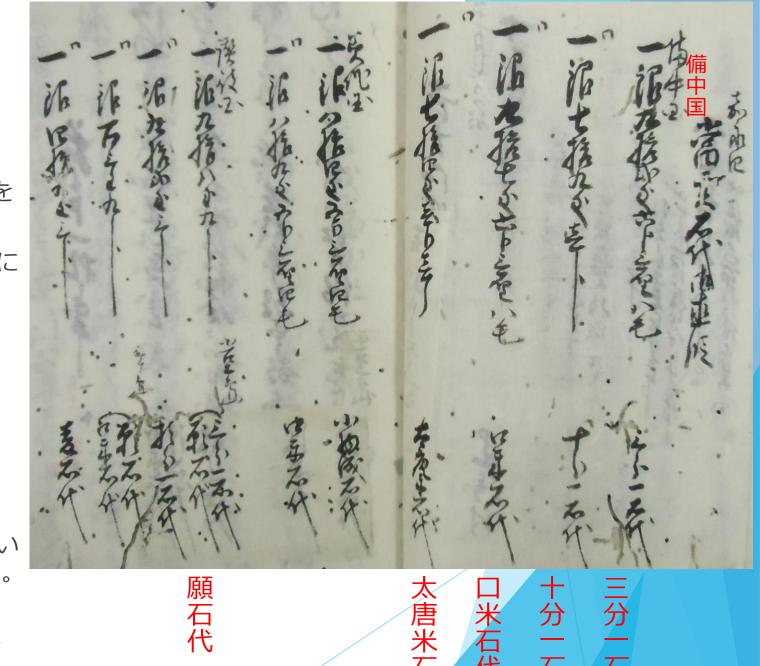
古新田 後新田 畑成 屋敷成 本田 15

#### ○石代直段についての記述

#### 嘉永4~安政2年(1851~55)「御用留」

(岡山大学附属図書館所蔵小野家文書5043)

- ...「嘉永四 当亥石代御直段」
- ー嘉永4年の倉敷代官所管下幕府領の石代直段を まとめた記述。
- …備中国、美作国、讃岐国(小豆島など)ごとに石代直段が異なる。
- ○備中 ※銀1匁=3.75グラム 1貫=1000匁
- 三分一石代:銀92匁6分3厘8毛
- 十分一石代:銀79匁1分
- 口米石代:銀97匁6分3厘8毛
- 太(大) 唐米石代:銀74匁1分1厘
- …讃岐国分の中に願石代がみられ、村からの願い出によって銀納分が増やされている部分がある。
- …年貢の減免願いの際も、破免ではなく安石代 (石代直段を安くすること)が願い出られる場 合もみられる。



16

#### 午(弘化3)10月

#### 「当午御年貢米銀納御突合目録」

# (「弘化三午年より十二月ヨリ記」岡山大学附属図書館所蔵小野家文書525)

○備中国浅口郡黒崎村

年貢は全体で577.603石。

このうち赤枠箇所が「石代納」

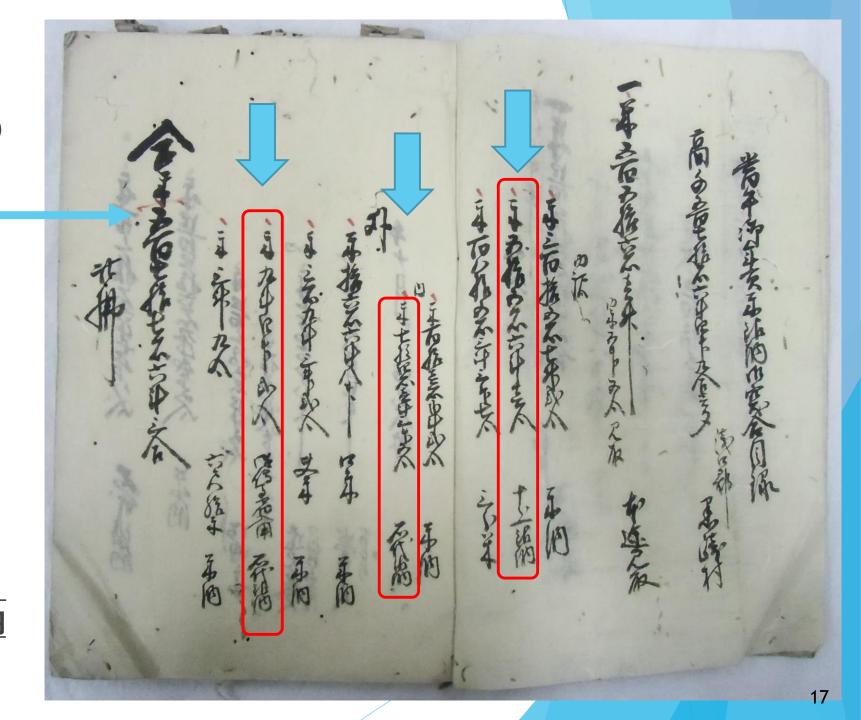
...合計で130.678石が銀で納められる。

残る446.923石が米納。

○江戸時代の百姓は、米を作るだけで なく、換金できる作物の栽培や、賃金 を得ることのできる仕事、商業や金融 活動などに取り組む。

...地域で米を購入することもできる。

→「石高制」下ではあるが、必ずしも米を作らなくても納税ができる体制。



# 2 臨時的な負担―御用金賦課

- …江戸時代の中期以降、幕府や領主は領民に対してた**びたび御用**金を賦課する。
  - 特に幕末期になると賦課の回数や金額が大幅に増加。
- ...慶応元年(1865)、倉敷代官所管下村々から御用金を拠出。
- ※慶応元年「御進発二付 備中・讃岐・美作国上納金拾両以上
  - 書抜帳」(倉敷市歴史資料整備室寄託大橋紀寛家文書 Ⅱ-1-D-2-③)
- ...第二次長州戦争の軍事費用を賄うための賦課。
- …備中・美作・讃岐(小豆島)の倉敷代官所管下村々の御用金額
  - 【表】、倉敷村の有力者については【山本10】が詳細に記述。

#### 表 慶応元年(1865)、合計上納金額が200両以上の村

	衣 俊心儿牛(1003)、口引工剂並积//20	10 画	_ 0 7 作的
	村	人数	金額
1	備中国窪屋郡倉敷村	29	5,530
2	備中国浅口郡阿賀崎新田村	32	3,723
3	備中国讃岐国小豆島草加部村	71	3,290
4	備中国哲多郡井村	11	2,31
5	備中国浅口郡乙嶋村	20	2,040
6	備中国浅口郡黒崎村	37	1,456
7	備中国讃岐国小豆島大部村	22	1,160
8	備中国浅口郡片嶋村	13	90!
9	備中国浅口郡柏嶋村	32	870
10	備中国窪屋郡酒津村	6	81
11	備中国阿賀郡宮地村	14	570
12	備中国浅口郡勇崎村	14	560
13	備中国窪屋郡中嶋村	10	558
14	備中国讃岐国小豆島福田村	9	540
15	備中国浅口郡押山濱	3	41
16	備中国美作国東北條郡知和村	2	400
17	備中国阿賀郡井尾村	13	290
18	備中国浅口郡勇崎浜	3	230
19	備中国美作国勝北郡廣戸村之内市場分	2	22!

典拠:慶応元年「御進発ニ付 備中・讃岐・美作国上納金拾両以 上書抜帳」(大橋紀寛家文書 II -1-D-2-③) 表 慶応元年(1865)、倉敷代官所管下幕領の200両以上上納者

		在所	人名	金額	\ <del></del> _	在所	人名	金額
	1		大橋平右衛門	1,300	27	浅口郡押山濱	徳左衛門	200
	2	 	大原與兵衛	1,000	28	 浅口郡阿賀崎新田村	安八郎(庄屋)	200
30	3	浅口郡乙嶋村	猪木与五兵衛	1,000	29	浅口郡阿賀崎新田村	半十郎(庄屋格年寄)	200
23	4	哲多郡井村	<b>矢吹</b> 久次郎	1,000	30	浅口郡阿賀崎新田村	利之丞(利右衛門忰)	200
90	5	全量郡倉敷村 全量郡倉敷村	小山安右衛門	800	31	浅口郡阿賀崎新田村	新平	200
.5	6	全量郡倉敷村 2年	唯介	757	32	浅口郡阿賀崎新田村	忠助	200
10	7	哲多郡井村	<b>大吹類平</b>	700	33	浅口郡阿賀崎新田村	藤助	200
6	8	全国 全屋郡倉敷村	水澤遠三郎	500	34	浅口郡阿賀崎新田村	阿曽七	200
0	ç	全屋郡酒津村 2年間連村	梶谷伊平治	500	35	浅口郡阿賀崎新田村	小平	200
)5	10	哲多郡井村	伝左衛門(庄屋)	500	36	浅口郡阿賀崎新田村	治兵衛	200
70	11	窪屋郡倉敷村	内藤忠兵衛	300	37	浅口郡阿賀崎新田村	孫右衛門	200
.5	12	浅口郡阿賀崎新田村	久兵衛	300	38	浅口郡阿賀崎新田村	源左衛門	200
70	13	阿賀郡宮地村	嘉兵衛	300	39	浅口郡阿賀崎新田村	清一郎(嘉兵衛忰)	200
50	14	浅口郡片嶋村	俊助(庄屋)	250	40	浅口郡阿賀崎新田村	惣七郎	200
58	15	浅口郡片嶋村	道平(百姓代)	250	41	浅口郡阿賀崎新田村	善右衛門	200
10	16	全屋郡倉敷村 2年郡倉敷村	大橋良介跡 秀太郎	200	42	讃岐国小豆島草加部村	賢蔵	200
.5	17	全量郡酒津村 全量郡酒津村	児島庄左衛門	200	43	讃岐国小豆島草加部村	久兵衛	200
00	18	全型 全屋郡中嶋村	三嶋治郎右衛門	200	44	讃岐国小豆島草加部村	弥右衛門	200
00	19	浅口郡片嶋村	堯助	200	45	讃岐国小豆島草加部村	与左衛門	200
30	20	浅口郡乙嶋村	熊蔵	200	46	讃岐国小豆島草加部村	孫助	200
25	21	浅口郡乙嶋村	長蔵	200	47	讃岐国小豆島大部村	新四郎 (庄屋龍太忰)	200
l.	22	浅口郡黒崎村	八左衛門(庄屋)	200	48	讃岐国小豆島大部村	忠兵衛(百姓代)	200
`	23	浅口郡黒崎村	延太郎(万平孫)	200	49	讃岐国小豆島大部村	兼吉(安兵衛忰)	200
	24	浅口郡勇崎村	杏平(三蔵忰)	200	50	美作国勝北郡廣戸村之内市場分	直次郎(庄屋)	200
	25	浅口郡勇崎浜	治左衛門(庄屋)	200	51	美作国東北條郡知和村	実蔵(庄屋藤右衛門忰)	200
	26	浅口郡押山濱	文助	200	52	美作国東北條郡知和村	紋三郎(百姓)	200
		曲拠・慶応元年「御准		上 上	〜〜〜〜		 ≢ II -1-D-2-③)	40

典拠:慶応元年「御進発ニ付 備中・讃岐・美作国上納金拾両以上書抜帳」(大橋紀寛家文書Ⅱ-1-D-2-③)

- ...個人で10両以上の上納者は393名(43ヶ村)、合計金額: 26,996両
- …最多上納の村は備中国窪屋郡倉敷村、上納人数最多は讃岐国 小豆島草加部村、個人最多上納は大橋平右衛門(倉敷村、1,300両)。 -有力者はたびたび出金を求められる。
  - ・幕末期における窪屋郡酒津村梶谷家の御用金上納額
    - ※慶応元年8月「〔献納金書上〕」(岡山大学附属図書館所蔵梶谷家文書61)
- 天保9 (1838) : 350両、嘉永6 (1853) : 250両、安政3 (1856) : 200両
- 文久元(1861):130両、慶応元(1865):500両
- ...安政3年の御用金と引替に、当主梶谷伊平治へ一代帯刀を許可。
- ○領主財政を支える有力者の成長⇔御用金による負担の大きさ。

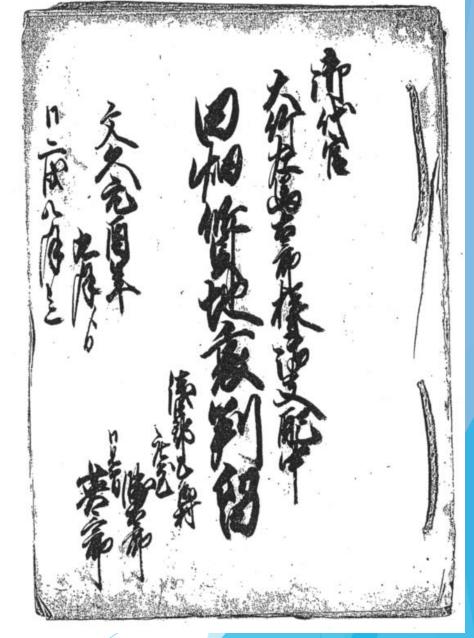
# 3 江戸時代の金融

# 1 個人間の金融関係と村による把握

### 江戸時代の金融:

- ...有担保貸付と無担保貸付(信用による貸付)の双方がみられる。
- …個人間の金融関係と組織単位での金融関係(頼母子や村借な
  - ど)の双方がみられるが、前者の場合にも属する共同体 (百姓であれば「村」など)が関与することが多々みられる。
  - -村役人の融通機能・「村融通制」 【大塚96】
  - -従来の「前近代の金融=高利貸し」というイメージは変わりつつある。

- ○守屋家文書(備中国浅口郡乙島村、庄屋など【山本15】)「田畑質地裏判留」が7冊残存。
  - -文政4年~明治元年(1821~68)までの期間(欠年あり)、1冊が数十丁(数十~百数十頁)。
- -村の土地が質入れや売買される際の 証文の写しを書き留めた文書。
- -村による土地売買や金融活動の把握、 土地の所持権が動く場合、庄屋の 「奥印」が必要。



文久元年(1861)9月~同2年8月「田畑質地裏判留」 (倉敷市歴史資料整備室所蔵守屋家文書B-86) 22

一濱三

相渡申質地証文之事

此下之百 質 銀門工 八百五拾目也 高壱 壱斗弐升

申申外難諸借相申 訳も質相役用定入 可の物成共申 致有書候貴処質当 酉久 十元 候之入八殿実地酉儀 候等 お正差暮当 年 一月 御明 其勤白書来 無節可也 面ル 其御渡被 `之戌貢 質節座地成然銀暮 地何候二候ル子迠差 、上慥壱詰 才城 文迠万た期者 受ケ 依も一し月御取年無 而罷外可二 季拠 年 伝平 次太 出
お
申
至
貢 御 差候り 郎郎 無

急障心請度等尤戻

酉十 月 奥五 印日 与 兵請質 衛人主

ED ED

...畑4畝(高0.12石) ...質銀2貫850匁 「年貢二差詰」ことが理由。 …返済できない場合は土地を

…平太郎から与兵衛への質入れ

○文久元年(1861)9月~同2

年8月「田畑質地裏判留」

「相渡申質地証文之事」

(守屋家文書B-86)

所収の証文写しの例

渡す-実際は当初から返済 が目指されない場合もある。 ⇒実質的な土地売却。

- ・土地売買を記録した帳簿(「田畑質地裏判留」など)の出現 …土地移動が活発に行われ土地所持の階層分解が特に進んだ時期。
- …土地の売買が多く行われるようになり、これを村としても把握 するべきとする志向性が生じる。
- ⇒土地所持状況を把握・記録する「田畑質地裏判留」の作成。
  - ⇒土地を媒介とした金融の活発化とこれへの村側の自主的な対 処-行政運営能力の高まりの様相。
- ...場合によっては「百姓」にとって土地が絶対的ではなく、資金 調達のための「手段」となっていた様子がうかがえる。

# 2 グループ金融(頼母子講)と領主・有力者

※頼母子講:発起人(講主)のもと複数人でグループ (講)を作り、定期的な会日の際に金などを出し合い、 これを受け取る者を鬮引きや入札で決定し、グループ の全員が取得するまで継続する形態を基本としたもの。 領主が主催するものや、実際には藩が発起したものだ が名目上の講主は村や百姓であるものもみられる。

(朝尾直弘他編『角川新版 日本史辞典』角川書店、1997年、「頼母子」(671 p)、【森82】)

# · 弘化2~明治元年(1845~1868)「講帳」

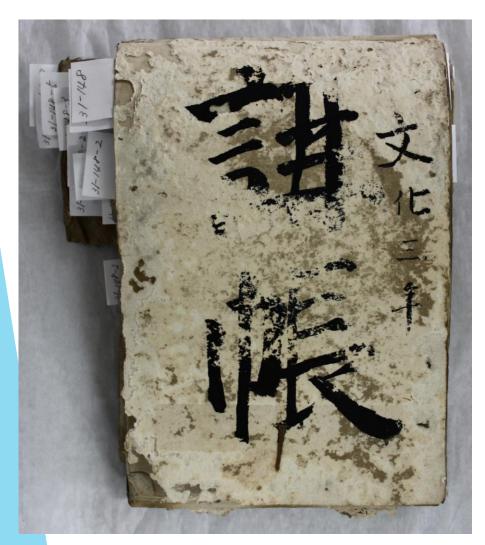
(倉敷市歴史資料整備室所蔵東大橋家文書31-148)

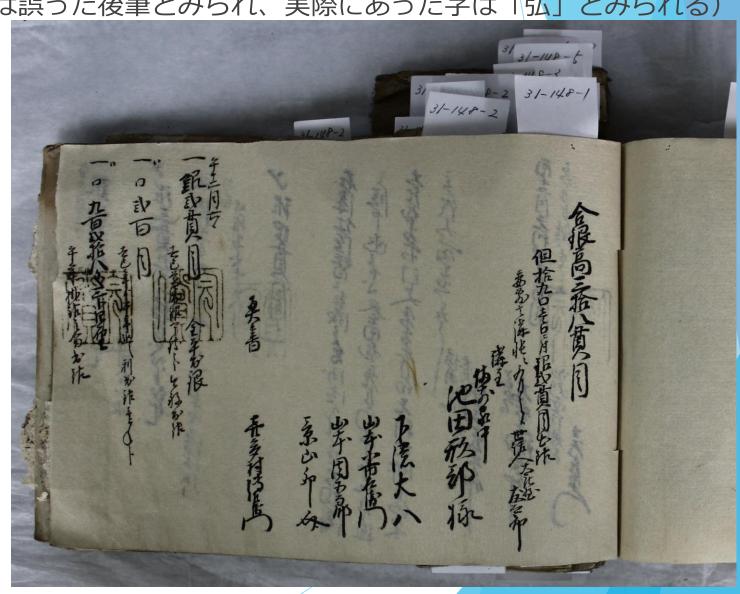
- ※東大橋家: 倉敷村に居住。同村の豪農商大橋家の 分家。天保14年(1843)に持高217石余、地主経 営・金融・貸家経営などを営み、当主が同村年寄を 務める。【山本17】
- ※※平成19年以降、岡山大学文学部日本史研究室 (日本史学領域)が同文書集中調査に参加。

### 「講帳」(東大橋家文書31-148)

⇒: 【表】3の岡山藩家老池田刑部(博忠、建部池田家)の記載箇所

□:表紙(「文化」とあるが、「文」は誤った後筆とみられ、実際にあった字は「弘」とみられる)





#### 表 弘化2年~明治元年(1845~1868)に東大橋家が加入した頼母子

	開始年	講主	在所・所属	講主の性質	金銀額	口数
	弘化	m→			亚蚁帜	一级
1	2(1845)	丹羽廣人	備前家中(岡山藩)	武士	30,000匁	15
2	弘化3	下方祐之進	備前家中(岡山藩)	武士	11,000匁	11
3	弘化3	池田刑部様	備前家中(岡山藩)	武士(家老)	38,000匁	19
4	弘化3	池田出雲様	備前家中(岡山藩)	武士(家老)	48,000匁	16
5	弘化3	大嶋屋治郎左衛門	_	百姓ヵ	2,000匁	_
6	弘化4	谷田清之介	備前家中(岡山藩)	武士	8,500匁	17
7	嘉永元	舒太郎	中島村(都宇郡ないし窪屋郡)	百姓	9,000匁	18
,	(1848)	11 V/Vb		н <u>л</u>	3,000/\$	10
8	嘉永元	後吉	浅口郡西原村	百姓	17,000匁	17
9	嘉永元	石坂篤太	_	百姓ヵ	5,500匁	11
10	嘉永元	多喜介	浅口郡西原村庄屋	百姓	1,500匁	_
11	嘉永2	佐野貞蔵	信州様御家中(鴨方藩)	武士	5,100匁	17
12	嘉永2	板倉銘之進様	庭瀬藩	藩	51,000匁	17
13	嘉永2	伊藤播磨守様	岡田(岡田藩)	藩	51,000匁	17
14	嘉永2	信州様御郡役所	信州様(鴨方藩)	武士(役所)	54.000匁	18
15	嘉永2	郡屋多助	一(倉敷村ヵ)	百姓	8,500匁	17
16	嘉永4	南北弐拾弐ヶ村	趣法講(但中務様之講)	村(実際は藩ヵ)	54,000匁	18
17	嘉永4	荒尾猪左衛門	岡山家中	武士	7,500匁	15
18	嘉永4	池田刑部様	備前家中(岡山藩)	武士(家老)	51,000匁	17
19	嘉永4	新見様御講	新見様(新見藩)	藩	51,000匁	17
20	嘉永5	伝次郎	浅口郡西阿知村	百姓	4,500匁	15

	開始年	講主	在所・所属	講主の性質	金銀額	口数
21	嘉永5	池田刑部様	備前家中(岡山藩)	武士(家老)	34,000匁	17
22	嘉永5	真島屋勘兵衛	岡山	町人	32,000匁	16
23	嘉永6	池田出雲様	備前家中(岡山藩)天城	武士 (家老)	51,000匁	17
24	嘉永6	秋庭治左衛門	窪屋郡浅原村	百姓	30,000匁	15
25	安政 2(1855)	戎屋忠八	_	百姓ヵ	75両	15
26	安政3	鰯屋源七郎	_	百姓ヵ	30両	10
27	安政3	金屋五郎三郎代ます	京都	町人	100両	10
28	安政4	西屋鯛介	_	百姓ヵ	6,000匁	10
29	安政6	林文甫	_	百姓ヵ	_	_
30	安政6	信州樣御郡役所	信州様(鴨方藩)	武士(役所)	90,000匁	30
31	万延元 (1860)	大塚寿兵衛	地頭村(窪屋郡ないし浅口郡ヵ)	百姓	100両	10
32	万延元	伊藤播磨守様	岡田(岡田藩主)	藩	12,000匁	15
33	文久元 (1861)	滝右衛門	浅口郡西阿知村	百姓	98両	14
34	文久元	池田隼人様	備前家中(岡山藩)(家老)	武士(家老)	150両	30
35	文久3	文兵衛	中畴(備前国児島郡ヵ)名主	百姓	160両	16
36	明治元 (1868)	禎介	窪屋郡生坂村(小位庄村名主)	百姓	540両	18
37	(嘉永 元ヵ)	西山治郎	都宇郡帯江高沼庄屋(戸川様御仕法永寿講)	百姓(実際は旗本)	_	_

典拠:「講帳」(東大橋家文書31-148) 註:①傍線部は不明。②金銀額の単位が匁の場合は銀、両の場合は金。③「在所・所属」の地名のうち国名が記されていない場合はすべて備中国である。④「金銀額」の数値は、各頼母子の冒頭に「合金」、「合銀」などと記されている金額であり、多くの場合は初会での出金銀合計額である。出金銀額は会ごとに漸減していく形式が多い。個々の頼母子の運営方式や会ごとの出金銀額の変化には相違があるため、本表の「金銀額」は完全に客観的な数値とはいえないが、頼母子の規模を示す数値として参考になるものと考える。⑤「口数」は講の加入口数であるが、1人の加入者が複数口に加入している場合があるため、加入口数と加入者数とが等しくならない場合がある。

- ・弘化2年~明治元年(1845~1868)に東大橋家が加入した頼母子の概要や出金額を記載【表】
- ...24年間に37の頼母子に加入。特に嘉永期の6年間は18と約半数。
- 講主:藩が4、武士個人が11(うち6が岡山藩家老)、武士(役所)が2、町人が2、百姓が17(うち1は実際には旗本に金銭が渡るもの)、村が1(実際には武士に金銭が渡るもの)
- ⇒東大橋家は年間1つ以上の頼母子に加入、複数の頼母子が同時 並行で運営されている状態。
- ⇒同家は民間と領主の双方が行う頼母子に同程度加入。

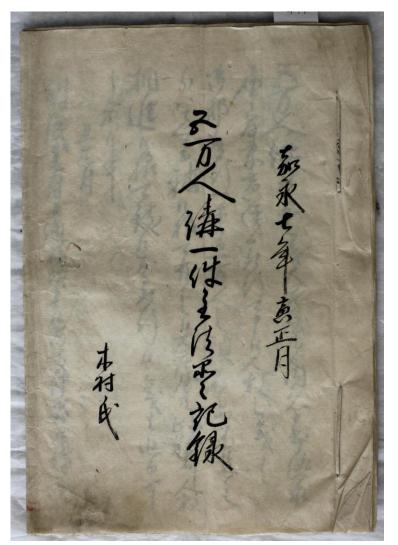
- ・領主:藩・藩の役所・岡山藩家老(天城池田家・建<mark>部池田</mark>家)・上級武士(千石~数千石)中級武士(数百石)。
- …東大橋家は自身の領主(幕領倉敷代官役所)ではない藩・武士 の行う頼母子に多く加入。
- ⇔逆に幕領代官・代官役所に関する頼母子はみられない。
- …特に岡山藩士が行う頼母子への加入が多く、同藩が所領外の**倉敷の** 有力者に経済面で依存していたことがわかる。
- ⇒大庄屋や地域の有力者が「世話人」、「引受人」、「銀預り」などとして運営を支える【東野15】
  - …倉敷村の「大黒屋文助」が「引受人」や「銀預り」などの役職と して12の頼母子でみられる。
  - ※嘉永元年「御免倉敷丸持角力」では東前頭5枚目 【永山73】。

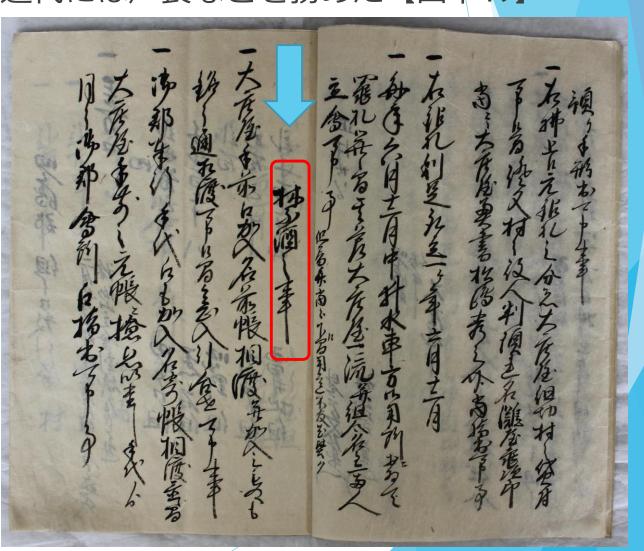
- …特に岡山藩士や鴨方藩に関わる頼母子で多くみられ、同人が 両藩と倉敷村とをつなぐキーパーソンであった可能性がある。
- ⇒嘉永元年「御免倉敷丸持角力」で最上位の西大関である大橋 平右衛門は5つの頼母子に「銀預り」や「証人」として関わ るが、東大関の水澤家は確認できない。
  - …経済力の大小だけではなく、各家での頼母子への関わり方 の違いが想定される。
  - ※備前国和気郡大森家(幕末に岡山藩大庄屋格、明治期に姓を大國と改める)は家訓で頼母子への関与を禁止している【倉地12】

- ・岡山藩士下方祐之進(1,000石)が講主である頼母子の発足 経緯(「講帳」東大橋家文書31-148)
- …「此講御親類瀧川縫様ゟ段々御頼之由二而出来いたし候**旨承** り候、拙者江者塩田氏文助を以被相頼候二付、無拠加入いた し候」
  - -親類である岡山藩士瀧川縫殿(番頭〈家老に次ぐ格〉、 3,000石)の頼みによって、地域の有力者の加入を得て発 足、東大橋家は「塩田氏」(善三郎、鴨方藩士)の意を受 けた大黒屋文助の依頼により、仕方なく加入。
- ⇒有力武士の影響力、東大橋家の人的ネットワークに基づく加入。

# · 「嘉永七年寅正月 五万人講一件主法品々記録 木村氏」 (倉敷市歴史資料整備室所蔵木村家文書441)

※木村家:備前国児島郡宇野津村、近代には戸長などを務めた【山下19】





- …「五万人講」:岡山藩が実施した頼母子で、加入口数5万。
- …同頼母子の講会の実施に際して、「禁酒之事」(赤**枠内)** とある-通常の頼母子では飲酒している。
- -講会:参加者が酒を酌み交わしつつ、交流を深める場。「契約の場」にとどまらない社会的機能。
- ⇒経済合理性や契約の論理と集団(共同体)や地域の<mark>論理(前</mark> 近代社会に目立つ)とが交錯する場。

# おわりに

- ・江戸時代の「百姓」の生業
- ≠純粋な農業(「専業農家」)・農村-いわゆる「兼業農家」のイメージ …都市的要素や山・川・海など様々な地理的条件が混じり合う中で、「村」 や「百姓」は複合的な性格を有する。
- ・江戸時代の租税
- …石高制:経済力を「石高」で換算して考える制度。理念的には年**貢も** 「米」で賦課・納入するもの。
- ⇔現実には、貨幣での納入(「石代納」)も多くみられ、石高制を建前と しつつ、公的な場面でもかなりの程度貨幣が使用される。
  - -年貢納入の村請制:領主からみて「村」が年貢納入の責任主体とされる。 庄屋による年貢立替-金融関係の形成契機の1つ。

### ・江戸時代の金融

- …金銭の貸借はかなりの程度濃密に展開される。 土地の年期売りや質入れ=土地を媒介とした金融。 無担保での信用貸付 双方が存在。
- …対個別と組織単位との双方の金融関係がある。 後者には頼母子講が存在-規模・主体の多様性。
- ○江戸時代の「百姓」と「お金」
- …「お金」との深い関わり、自給自足や「モノ」による経済とい うイメージよりは、かなり経済社会化された環境の中で生活し ている。一方で、集団の論理や領主制・身分制などの前近代的 な論理の中で、経済や金融活動の形態も規定されている。

# 最後に

- ・ 倉敷市歴史資料整備室所蔵の古文書のうち、いくつかの 整理・調査に岡山大学日本史研究室も参加。
- ...地域社会や行政(自治体)との連携・協力。
- ⇒教員と学生の研究・教育の進展、歴史資料の保全・活用、 成果の公開と社会への還元につながる。
  - -大学や学問(日本史学)の存在意義の1つ。
- ...様々な方面での大学・地域・行政(自治体)の連携。
  - -今後も継続・発展させられるべきもの。

### 【参考文献】 ※副題は省略

大塚英二『日本近世農村金融史の研究』(校倉書房、1996年)、岡山県史編纂委員会編『岡山 第8巻 近世Ⅲ』(岡山県、1987年)、岡山大学附属図書館編集・発行『岡山大学所蔵 近世庶民史料目録 第4巻』(1985年)、木村礎校訂『旧高旧領取調帳 中国·四国編』 出版社、1978年)、倉地克直「近世後期の農民家族」(『岡山地方史研究』76、1994年)、 「大国家の相続と鬮文化」(『岡山地方史研究』127、2012年)、倉敷市史研究会編『新修倉敷 第三巻 近世(上)』(倉敷市、2000年)、同編『新修倉敷市史 第四巻 近世 (下)』(倉敷市、2003年)、久留島浩『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、2002 年)、古賀康士「安政四年の紙幣目録」(『岡山地方史研究』116、2009年)、高梁市史編纂委 員会編『高梁市史』(高梁市、1979年)、田中誠二『近世の検地と年貢』(塙書房、1996年) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(塙書房、1964年)、土田衞校注『新潮日本古典集成 浄瑠璃 (新潮社、1985年)、ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野<mark>﨑家の研究―ナ</mark> イカイ塩業株式会社成立史-』(山陽新聞社、1987年 ※1981年に財団法人竜王会館が刊行した 書籍の復刻)、内藤正中「寄生地主制の形成過程-備中酒津村梶谷家を中心に-」(『経済論 叢』75-2、1955年)、中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂出版、2003年)、永山 卯三郎編著『倉敷市史 第四冊』(名著出版、1973年)、服部幸雄編『仮名手本忠臣蔵を読 (吉川弘文館、2008年)、林英夫・青木美智男編『番付で読む江戸時代』(柏書房、2003 年)、東野将伸「近世後期の頼母子運営と豪農」(『地方史研究』65-2、2015年)、同 一橋領における年貢収納と石代納」(『日本歴史』813、2016年)、同「幕末期の掛屋と年貢銀 収納」(『歴史学研究』966、2018年)、同「近世後期の地域経済と商人」(『日本史研究』 679、2019年)本間勝喜『近世幕府領年貢制度の研究』(文献出版、1993<mark>年)、本城正徳「近世</mark> 大和国における一国幕領皆石代納制の成立と奈良町渡米制」(『高円史学』18、2002年)

#### 【参考文献】 ※副題は省略

森嘉兵衛『森嘉兵衛著作集第二巻 無尽金融史論』(法政大学出版局、1982年)、森杉夫『近世徴租法と農民生活』(柏書房、1993年)、山下洋「倉敷市所蔵備前国児島郡宇野津村木村家文書」(『倉敷の歴史』29、2019年)、山本太郎『近世幕府領支配と地域社会構造』(清文堂出版、2010年)、同「倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書」(『倉敷の歴史』25、2015年)、同「倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村東大橋家文書」(『倉敷の歴史』27、2017年)、渡辺尚志『百姓のカ』(柏書房、2008年)

#### ○辞典類

- 朝尾直弘他編『角川新版 日本史辞典』(角川書店、1997年)
- 岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、1994年)
- <u>「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編</u>『角川日本地名大辞典 33 岡山県**』(角川書店、** 1989年)
- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』全15巻(吉川弘文館、1979~1997年)
- 有限会社平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系 三四巻 岡山県の地名』(平凡社、1988年)
- ○岡山大学附属図書館データベース関係(すべて2021年11月22日最終閲覧)
- 池田家文庫諸職交代データベースシステム(https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ikedake/shoshiki/ja)
- 池田家文庫マイクロフィルム目録データベースシステム (https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ikedake/micro/ja)
- 『平成25年度企画展 開国と岡山藩』(岡山大学附属図書館、2013年 https://www.lib.okayama-u.ac.jp/ikeda/pdf/h25.pdf)